

財務省告示第百八十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十七年四月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年五月十日
 財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号
 割引短期国庫債券（第三百七十
 五回）
- 二 発行の根拠
 国債整理基金特別会計法（明治
 三十九年法律第六号）第五条第
 一項
- 三 法律及びその
 の振替法の適
 用等
 社債等の振替に関する法律（平
 成十三年法律第七十五号）以下
 「振替法」という。の規定の適
 用を受けるものとし、その振替
 機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
 価格を競争に付して行われる入
 札（以下「価格競争入札」とい
 う。）による発行（以下「価格競
 争入札発行」という。）及び価格
 競争入札と同時に行われる入札
 であつて財務大臣が各国債市場
 特別参加者ごとに応募限度額を
 定めるものによる発行（以下「国
 債市場特別参加者・第 非価格
 競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
 方法
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各国債市場特別参加者
 各々の応募額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

六 発

イ

行争非
入価
札格
行争
額

億 額
円 面
金額で
千二百五十三億
円

七 払

イ

行争非
入価
札格
行争
額

三兆三千八百六十一億七千四百
二十五万六千九百四十九
円

八 最

額

行争非
入価
札格
行争
額

千 万
円

十 十 発

イ

行争非
入価
札格
行争
額

す 平 額 の
る 成 整 記
° の 載 又
数 倍 の 記
金額は、最
よるもとの
と

口
国債市
特別参加
者
非
者
非
格
第
競

十 九 八 厘
額 面 金
九 九 八 厘
募 額 八 厘
十 九 九 厘
額 以 上
の 所 ぞ 九
の 円 十 九
円 九
九

十 年 四 月 二 十 日

十 九 九 厘

振替単位

払込金額

発

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

行争非
入価
札格
行争
額

振替単位

十 九 八 厘
額 面 金
九 九 八 厘
募 額 八 厘
十 九 九 厘
額 以 上
の 所 ぞ 九
の 円 十 九
円 九
九

十 年 四 月 二 十 日

十 九 九 厘

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	平成十八年四月二十日	額面金額
			百円につき百円	百円	は、その翌営業日に	四月二十日	百円につき九十九円九